改正前国共済法第百十三条第一項及び第五項	退職共済年金
	遺族共済年金
改正前国共済法第百十五条第一項	五十円
	百円
改正前国共済法附則第十二条の二の二第二項	前項
	又は第九条の二の二第一項
改正前国共済法附則第十二条の二の二第四項	前項
	退職共済年金
	第七十七条第一項及び第二項
	これら
改正前国共済法附則第十二条の五	退職共済年金
改正前国共済法附則第十二条の六の二第二項	前項
	又は第九条の二の二第一項
改正前国共済法附則第十二条の六の二第四項	前項
	退職共済年金
	第七十七条第一項及び第二項
	これら
改正前国共済法附則第十二条の八第三項	第一項又は前項
	退職共済年金

旧職域加算退職給付	
旧職域加算遺族給付	
五十銭	
一円	
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び国家公務員退職給付等の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第六条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項	
若しくは第九条の二の二第一項又は改正後厚生年金保険法附則第七条の三第一項	
平成二十七年経過措置政令第六条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項	
旧職域加算退職給付	
第七十七条第二項	
同項	
旧職域加算退職給付	
平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項	
若しくは第九条の二の二第一項又は改正後厚生年金保険法附則第十三条の四第一項	
平成二十七年経過措置政令第六条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項	
旧職域加算退職給付	
第七十七条第二項	
同項	
旧職域加算退職給付	
平成二十七年経過措置政令第六条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項	
第一項又は前項	
退職共済年金	

附則第十二条の四の二第三項	
附則第十二条の四の二第二項又は第三項	
、第十二条の七の四及び第十二条の七の六第一項の規定	
第一項又は第二項	
第二項の規定	
第一項又は第二項の規定	
退職共済年金	
第七十七条第一項又は第二項	
これら	
附則第十二条の四の二第二項第二号に掲げる金額と同条第三項の規定により加算する金額との合算額	
退職共済年金	
第七十二条の三から第七十二条の六まで	
第七十二条の三（第七十二条の四から第七十二条の六まで	
第七十二条の四（第七十二条の六	
第七十二条の五（第七十二条の六	
附則第十二条の四の二第三項の規定による金額	
旧職域加算退職給付	
適用する改正後厚生年金保険法第十一項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十三条の五までの規定	
適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで	
適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	
適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五	